

館山

会議所だより

会議所は企業の要、地域の灯

2006 12

会員数1,007名

●昭和51年7月10日第3種郵便物認可●平成18年12月10日発行(毎月1回10日発行)第468号●発行所/館山商工会議所●編集発行責任者/専務理事 山本佳幸●〒294-0047千葉県館山市八幡821●TEL 0470-22-8330 FAX 0470-23-4011●印刷所/株式会社集賢舎●定価1部20円(購読料は会費に含まれています)



『道の駅南房パラダイス』で開催された菊花展

◆県への要望事項について 知事を交えて意見交換

～平成18年度千葉県内商工会議所
会頭・副会頭会議開催～

- ◆ 中小企業新事業活動促進法のご案内
- ◆ 『改正男女雇用機会均等法』がスタートします！
- ◆ 新語あれこれ『好縁社会』動向の縁でつながる社会
- ◆ 『ちばデスティネーションキャンペーン』
協力店舗の募集
- ◆ 銀座商店街(振)が千葉県から表彰
- ◆ 年末調整指導会・改正消費税個別相談会を開催

無担保、無保証人、低利子で融資

～マル経融資制度～

マル経融資制度は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を館山商工会議所の推薦により「国民生活金融公庫」から借りられる国の制度です。

担保、保証人	不要
保証協会の保証	不要
貸付限度額	1,000万円(但し別枠450万円を含む)
返済期間	7年以内(*運転資金は5年以内)
利率	年2.1%(平成18年11月15日現在)
融資対象	小規模事業者：従業員20人以下 (商業、サービス業は5人以下)

※ご利用の際には各種要件がございますので下記までお問い合わせください。

問合せ 館山商工会議所 ☎22-8330

県への要望事項について知事を交えて意見交換

～平成18年度千葉県内商工会議所会頭・副会頭会議開催～

千葉県商工会議所連合会では11月17日に県内20の商工会議所会頭・副会頭と堂本千葉県知事・県庁部課長との意見交換を開催した。会議では、各会議所から提出された要望事項について、県の回答書が提示されたほか、当日の要望に対して堂本知事や関係部課長よりそれぞれ回答があった。

当所からは、「地域開発・地域振興関係」として、①館山港海岸環境整備事業（ビーチ利用促進モデル事業）の早期完成並び及び特定地域振興重要港湾整備事業の促進（館山港港湾振興ビジョンの実現）、②房総南部国営公園の誘致促進、交通網の整備関係の観点から、③東関東自動車道館山線の全線開通及び地域高規格館山・鴨川道路並びに東京湾口道路の早期具体化の要望事項のほか、当日高橋会頭より、④ちばデザインেশョンキャンペーン後も引き続き館山市を中心とする南房総地域の一層の観光振興推進、とりわけ首都圏からのスムーズなアクセスを可能とするJR特急電車等の運行について県の特段の協力をお願いしたい旨の要望がなされた。

これらの要望事項に対し、
県側からの回答は以下のとおりであった。

① 港湾に関する要望

館山港海岸では、高潮等の
面的防護とあわせ良好な環境
を保全及び創出し、海浜利用
を促進するため、海岸環境整

備事業を進めているところで
ある。

一期事業の800m区間に
ついて、突堤や養浜が概成し、
現在、広場等後背地の整備に
着手しているところであり、
今後も館山市が進めるシンボ
ルロード事業との整合を図り
つつ、景観に配慮しながら遊
歩道や駐車場等の利便施設整
備を進め、早期完成を図って
行きたいと考えている。

また、館山港は南房総エリ
アの重要な拠点港であり、海
の玄関口としての機能強化が
求められている。このことか
ら、観光・レクリエーション
機能を中心とした地域の活性
化を図るため、「港湾振興ビ

ジョン」を策定したところで
あり、現在、このビジョンの
実現に向けて、必要な調査を
行っているところである。

② 国営公園誘致に関する要望

広域的なレクリエーション
需要に対応するため、平成6
年度と平成9年度に実施した
大規模公園に係る調査によ
り、国営公園の誘致候補地と
して南房総地域を選定した。

これを受け、平成10年7月に
県、安房郡市11市町村（現在
3市1町）及び関係団体等で
構成する「房総南部国営公園
誘致促進協議会」を設立し、
関係省庁への誘致活動を開始
するとともに、調査を進めて
きたところである。今後、も
引き続き、国営公園の事業主
体である国において、南房総
地域を対象とした調査が実施
されるよう、協議会の活動を
通じて働きかけるなど、国営
公園の誘致に向け対応して行
く。

③ 道路問題に関する要望

東関東自動車道館山線の木
更津・富津間で、唯一の未開
通区間となっている君津イン
ターチェンジから富津中央イ
ンターチェンジ間約9・2km
全ての用地取得を完了し、平
成19年度の早い時期の開通を
目指して、鋭意工事が進めら
れている。県としては、本道



本・教科書・文具・ファンシー



MIYAZAWA

TEL 0470-23-7771

●営業時間 9:00AM~8:00PM
(年中無休)



銘菓八種詰合せ

南総里見八犬伝



房洋堂

全国銘菓加盟店

千葉・市原・木更津・君津・富津・館山・鴨川

TEL0470(23)5111

<http://www.boyodo.co.jp/>

路が昭和59年に千葉・木更津間で着手されて以来22年経過し、ようやく全線開通となることから、1日も早く完成するよう関係市町村とともに東日本高速道路株式会社と積極的に協力して行く。

館山・鴨川道路については、平成10年6月に地域高規格道路の計画路線に指定され、このうちの館山市から和田町間約19kmが平成11年12月に調査区間に指定されている。現在、地域高規格道路の構造要件の見直しを受け、コスト縮減の観点から最も効果的な路線・構造・規格等の検討を進めており、今後とも早期具体化に向けて、整備区間への格上げを要望して行く。

東京湾口道路は、富津市から横須賀市に至る首都圏の広域幹線道路として構想されており、南房総地域はもとより県内全域の利便性向上や地域の活性化等を図る上でも極めて重要な骨格道路である。これまで国土交通省において、基礎的な調査が進められてきており、平成6年には「地域高規格道路」の候補路線に指定されている。県としても、引き続き構想の具体化を図られるよう国に要望して行く。

④館山市を中心とする南房総地域の一層の観光振興推進と

JR特急電車の運行
現在デステイネーションキャンペーンの成功に向けて全県を挙げて取り組んでいる。県外はもちろんであるが、県内からも南房総地域にお客様が来ていただけるよう積極的

に宣伝している。受け入れる地域としてもあたたかいおもてなしでリピーターの獲得に努めることが必要である。さらに、千葉の観光における潜在能力を十分に発揮するためには、美しい景観の保全にも取り組まなければならない。また、JR特急電車の減少に

ついては利便性を損なうとの観点から、千葉県JR複線化期成同盟をとおして日中の往復便を増発していただけるよう要望している。以上のように県からは、全要望に対し前向きな回答があった。

〈中小企業新事業活動促進法の「案内」〉

中小企業新事業活動促進法は、中小企業の方々が行う経営革新に対する取組みを支援することを目的として、低利融資や債務保証の拡充など幅広い支援措置を講じようとするものです。本法に基づく支援措置を受けるためには、中小企業の皆様が「経営革新計画」を作成し、知事の承認を受ける必要があります。

また、経営革新計画の承認を受けるためには、計画内容に「新たな事業活動」と「経営目標」が含まれていることが必要です。

1. 経営革新計画の内容

「新たな事業活動」とは、事業者にとって新たな事業活動であつて、経営の向上に大きく資するもので、次の類型事業を含むものです。

- ① 新商品の開発又は生産
 - ② 新役務の開発又は提供
 - ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④ 役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動
- また、「新たな事業活動」

は個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象とします。

ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外としま

2. 経営革新計画の数値目標

経営革新計画の期間は、3年から5年です。数値目標は、この計画期間中に付加価値額又は1人当たり付加価値額の伸び率が「計画年数」×「3%」以上、かつ、経常利益率の伸び率が「計画年数」×「1%」以上を設定する必要があります。

- ① 付加価値額 ÷ 営業利益 × 10人 件費十減価償却費
 - ② 1人当たりの付加価値額 ÷ 付加価値額 ÷ 従業員数
 - ③ 経常利益 ÷ 営業利益 × 営業外費用
- 当所では、経営革新計画の計画書作成や、計画承認に向けてのポイントなどについて専門家による相談を行っております。お気軽にご相談下さい。
- ※お問い合わせ
館山商工会議所 (☎22-8330)

宝石は心の安らぎ
メガネと共に快適生活



宝石・メガネ コバヤシ

館山本店 22-8881
館山銀座店 23-5511
館山ジャスコ店 24-2010

物流コストを見直しませんか!?

房総の物流プランナー&パートナー

AWA Express
安房運輸株式会社

・路線、地域内宅配
・引越、貸切、積合わせ
・コース配送、他

電話:本社 0470-22-0165
館山 0470-27-6151
<http://www.tokyo-bay.ne.jp/~awa-exp/>

改正男女雇用機会均等法が スタートします！

平成19年4月1日より、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法がスタートします。

各事業所においては、改正法に沿った雇用管理がなされるよう、今一度点検し、労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができると雇用環境の整備に努めなければなりません。

【改正のポイント】

性別による差別禁止の範囲の拡大

男性に対する差別も禁止されます

女性に対する差別の禁止が男女双方に対する差別の禁止に拡大されます。

男性も均等法に基づく調停など紛争の解決援助が利用できるようになります。

禁止される差別が追加、明確化されます

募集・採用、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・解雇に加えて、以下の事項についても性別を理由とした差別は禁止されます。

『追加、明確化される差別の内容』・配置に係る業務の配分及び権限の付与・降格・職種の変更・雇用形態の変更・退職の勧奨・労働契約の更新

例えば、このような取扱いも均等法違反となります！

・営業部門において、男性労働者外勤業務に従事させ、女性労働者は外勤業務から排除し、内勤業務のみに従事させる(「業務の配分」で男女差別がある)。

・男性労働者には一定金額まで自己の責任で買い付けできる権限を与えるが、女性労働者には、それよりも低い金額までの権限しか与えない(「権限の付与」で男女差別がある)。

◇**間接差別の禁止**

間接差別とは、①性別以外の事由を要件とする措置であって②他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものを、③合理的な理由がないときに講ずることをいいます。省令で定める以下の3つの措置について、合理的な理由がない場合、間接差別として禁止することとしました。

『合理的な理由がない場合、間接差別として禁止されることとしました。』

接差別として禁止される措置

・労働者の募集又は採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること

・コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集又は採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができるとを要件とすること

・労働者の昇進にあたり、転勤の経験があることを要件とすること(注)業務遂行に必要等合理的な理由がある場合に身長・体重要件や転勤要件等を課せなくなるわけではありません。

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

◇**妊娠・出産・産前産後休業**を取得したことを理由とする解雇に加え、以下の省令で定める理由による解雇その他不利益取扱いも禁止されます。

『解雇その他の不利益取扱いが禁止される理由』

・妊娠・出産・産前産後休業を取得したこと

・均等法の母性健康管理措置を求めた、又は受けたこと

・労働基準法の母性保護措置を求めた、又は受けたこと

・妊娠又は出産による能率低下又は労働不能が生じたこと

『**不利益取扱いの例**』

・期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと

・退職の強要、または正社員をパートタイム労働者等の非正社員とするような労働契約の変更の強要を行うこと

・降格させること・減給する、賞与等において不利益な算定を行う、昇進等の人事考課で不利益な評価を行うこと

・不利益な配置の変更を行うこと

・派遣労働者として就業する者について、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと

◇**妊娠中・産後1年以内の解雇は、「妊娠・出産・産前産後休業等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。**

セクシャルハラスメント対策

◇**男性に対するセクシャルハラスメントも対象となります。**

事業主は男性に対するセクシャルハラスメントも含めて、職場でのセクシャルハラスメント対策として、具体的な防止措置を講じなければなりません。

※対策が講じられず是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となります。

※紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申し出を行うことができます。

母性健康管理措置

事業主は、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置(時差出勤、勤務時間の短縮等)を講ずることが義務となつていますが、こうした措置が講じられず、是正指導にも応じない場合企業名公表の対象となるとともに、紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申し出を行うことができます。

過料の創設

厚生労働大臣(都道府県労働局長)が事業主に対し、男女均等取扱いなど均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告をしない、または虚偽の報告をした場合は20万円以下の過料に処せられます。

改正男女雇用機会均等法に関する資料請求、ご質問は千葉労働局雇用均等室(☎043-221-2307)まで

天保年間創業・通産大臣賞受賞・
全国伝統的工芸品
千葉県指定伝統的工芸品(小糸の煙火)

(有)福山花火工場

代表取締役 福山 一郎

千葉県君津市外箕輪4丁目10番20号
☎0439(55)7033

新語あれこれ
『好縁社会』同好の縁でつながる社会

「好縁社会」は、「団塊の世代」という言葉を作り出した、作家で元経済企画庁長官の堺屋太一氏の造語である。意味は、「自分の好みで仲間や縁を作る社会」ということ。堺屋氏は、この「好縁社会」という言葉の反対語として「職縁社会」を挙げ、これまでの「職縁社会」から「好縁社会」へと大きく転換していくと予言している。

では、「職縁社会」とはどんな社会なのか？

戦後の日本企業は、終身雇用制、年功序列制、企業内組合という日本的家族的経営によつて高い経済成長率を示してきた。一度入社すれば、大きな問題を起ささない限り、定年まで一つの会社で過ごし、成績にかかわらず年々給料は上がっていく、しかも給料や人事などで問題が起きれば組合が解決してくれるという、極めてぬるま湯的な雰囲気の中で会社生活を送ることができた。

しかし、そうした会社生活では、仕事上で生まれてくる縁やつながりを大事にしなればならない。自分で嫌だと

思っているもそれを表面に出さないで、無駄な時間やお金を使わなければならないこともある。今日は早く帰って家族のどんらんの時間を持ちたいと思っても、上司や同僚からマージャンや飲み会などに誘われれば、むげにそれを断って帰るということはま

ずできない。洋服も会社の体裁に合ったそれなりの身なりをしなければならぬし、移動は電車でよいと思ってもお得意様と一緒にのときにはタクシーに乗らなければならないこともある。食べたくなくても高級レストランで身銭を切つて接待しなければならぬときもある。

つまり、「職縁社会」というのは、職場における周囲の人たちの顔色を見ながら過ごさなければならぬ社会なのである。それに対して「好縁社会」は、趣味など自分自身の好みに合わせた生活から、仲間や縁を作っていく社会である。他人の目を気にすることなく、自分自身のライフスタイルを貫くことができる。こうした社会を実現できる

のが、来年以降に定年退職を迎える団塊の世代である。少ないとはいってもそれなりの年金生活を楽しみ、自分たちの好きなことをして暮らすことができる。

音楽の演奏が好きな者たちが集まってバンドを結成し、サッカー好きの者がサポーターとなつてチームの応援に毎週のように出かけても誰からも非難されない。パソコンのネットでの自分の好みの仲間を募集し、交流することも多くなるだろう。

「職縁社会」から「好縁社会」に、団塊の世代は大きく転換していくことだろう。

労働者、事業主のみならずへ

職場のトラブル、解決へのお手伝い

解雇や配置転換、賃下げ、セクハラやいじめなど、労務間のトラブルで悩んでいませんか？お気軽にご相談下さい。

★総合労働相談コーナー

(いずれも 祝日を除く月々 金 9時～17時)

- ・千葉労働局総合労働相談コーナー (☎043-221-2303)
- ・千葉駅前総合労働相談コーナー (フリーダイヤル0120-250-650)

ちばデスティネーション
キャンペーン協力店舗の募集

来春(2～4月)、J.Rと千葉県の連携による全国最大規模の観光キャンペーン「ちばデスティネーション」キャンペーン(DC)が開催されます。当地域では、2月3日(土)に城山公園をメイン会場に開催される「ちばDCオープンイベント」を皮切りに、木更津～館山間にSLが運行されるなど、今までにない大型キャンペーンが開催されます。そこで、この「ちばDCキャンペーン」を観光・商業振興の大きな契機として、『春のたてやま・まるごとキャンペーン 館山に泊まって銘品を当てよう!』といったイベントを実施いたします。市内宿泊者の増加と地場産品等の販売促進を目的に、協力店舗としてプレゼント商品のご提供をいただけます。是非ご協力ください。 ※詳細につきましては別紙をご参照ください。



会議所窓口相談



商工相談日
金融相談日

毎週
水曜日
(午前中)

毎月第3金曜日
・中小企業金融公庫(13時～15時)
・国民生活金融公庫(10時～15時)

法律・税務・商工相談

- 法律 千葉県産業振興センター
- 税務 齊藤 晃 夫先生
宮崎 健 一先生
仲村 榮先生



ご相談のときは事前にご連絡下さい。

〔仮称〕ロックシティ館山店の意見が県報に掲載

〔仮称〕ロックシティ館山店の出店に伴い、館山市では当所をはじめ地元の見解を集約し、大規模小売店舗立地法の規定により千葉県に対し提出した。意見の概要は、以下のとおりとなっている。

- ①多数の来客により交通渋滞が予測される際は、出入口等に交通整理員を配置するなど、駐車場内及び隣接市道の車両等の流れ、歩行者の横断等に支障を及ぼさないよう、交通安全対策に十分配慮すること。隣接市道について現在の利用形態及び機能を損ねないようにすること。また、ミラーの設置による安全確保や、駐車場並びに出入口の閉鎖方法及び閉鎖時間を明確にすること。出入口について、車両の運転手から歩行者や自転車が見えにくくなるような位置や構造で、誘導看板や広告物、植栽等を設置しないこと。「とまれ」等の路面表示や注意を喚起する看板等を設置すること。
- ②車道と歩道との区分を舗歩車道境界ブロック等により明確にするほか、歩行者が横断するための場所を路面に表示し、歩行者や自転車の安全確保に十分配慮すること。
- ③津波警報発令時の来店者への広報の方法、並びに来店者及び周辺住民の避難先の明示等をあらかじめ防災計画で定めること。また、屋上等退避場所を確保すること。
- ④店舗外放送設備を設置する場合は、音量に注意するとともに必要以上の放送をしないなど、隣接地へ配慮すること。

断する。また、屋上等退避場所を確保すること。



⑤館山市街並み景観形成指針を遵守すること。

⑥入居テナントも含めて商工団体への加入、各種地域振興イベントへの参加等並びに地域貢献に関する計画書の提出及び公表をお願いしたい。

特に、地域振興イベントへの参加や地域貢献については、まちづくりの観点から非常に重要であると判断し、当所としても館山市に強力に意見具申をおこなったところである。

※詳しい内容については、12月24日まで館山市商工課(☎22-3111)で縦覧することができます。

〈銀座商店街(振)が千葉県から表彰〉

銀座商店街(振)(理事長加藤喜久夫)では、千葉県が、積極的な事業展開による地域経済活性化への貢献や、様々な地域活動への取組など、地域貢献を続けてきた中小企業等を表彰し、これを励みに中小企業等の持続的な発展を図ることを目的として、本年度創設した「千葉のちから中小企業表彰」を受賞されました。今回の受賞は、「手づくり甲冑教室」の開催や、昨年実施した「全国手づくり甲冑サミ

ット」による地域間交流の緊密化、里見を活かした街づくりの推進、チャレンジショップによる空き店舗対策などが総合的に評価されたものです。

おめでとうございました



〈放送大学学生募集(4月入学生)〉

放送大学では、テレビ・ラジオ(UHF・CATV・CS・地上デジタル放送・FM)を通じて、自宅で学習できる通信制の大学です。入学試験はなく、幅広い分野の約300科目から学べます。

【教養学部】

学生の種類

- ①全科履修生(大学卒業を目指すコース)
- ②選科履修生(1年間在学し、学習するコース)

- ③科目履修生(6ヶ月在学し、学習するコース) 特長 18歳以上で大学入学資格があれば全科履修生として、15歳以上であれば選科・科目履修生として入学できます。短期大学・専門学校から3年次編入学ができます(全科履修生)。

【大学院】

学生の種類

- ④修士選科生(1年間在学し、学習するコース)
- ⑤修士科目生(6ヶ月在学し、学習するコース)

☆募集期間

平成18年12月15日(金)～

平成19年2月15日(木)

☆問い合わせ先・資料請求先
放送大学千葉学習センター

☎043-298-4367

FAX 043-298-4386

ふるさとの味覚を自由に
詰め合わせて

南房総GIFT

館山商工会館 物産展示場

青年部の窓

〈秋のC&B活動を
終えて〉

10月29日、肌寒く、小雨の降る午前9時より「秋のC&B」をシーサイドホテル前多目的広場で行いました。花火大会、フラメンコフェスティバルと天候に恵まれずについて、C&Bもその流れに続いてしまった様です。寒さと小雨の為予定の時間よりも短めの作業になりましたが、

できる範囲の事は十分にできたと思います。参加者の皆様、お疲れさまでした。
今回、私は初めてC&Bに参加しましたが、普段見ている海岸でそんなにゴミはないだろうと、する前は思っていました。が、いざ始めてみると以外とゴミが多いのに驚きです。大きなゴミは少ないのですが、細かなゴミが

ここに散らばって落ちていて、ポイ捨てが多いのだと感じます。

遠くからの景色は綺麗でも、近くからでは違うのだと感じ、少しでも綺麗な館山の海岸を維持できる様にしていきたいと、改めて思ったC&Bでした。

地域開発委員会 大井雅之



源泉所得税年末調整指導会

給与支払者（事業主）は、従業員
の給与支払報告と、源泉所得税の納
付を行わなければなりません。



そこで、下記の日程で個別指導会を開催致しますので、関係書類をご持参のうえ是非お越しください。

開催日 1月5日（金）・9日（火）
時間 13時30分～16時30分
会場 館山商工会議所 会議室
持参するもの

平成18年分源泉徴収簿、給与台帳等関係諸帳簿、
配偶者所得証明、生命保険・損害保険の控除証明
書、国民年金の控除証明書、国民健康保険の支払
額の明細、納付書等

お問合せ先

館山商工会議所 中小企業相談所 (☎22-8330)

改正消費税個別相談会

消費税法の一部が改正され、
平成16年分の課税売上高が1,000万円
を超える方は、平成18年分において
消費税の課税業者となり、申告が必要です。



そこで、下記の日程で専門家による個別相談会を
開催致しますので、この機会に是非ご利用下さい。

開催日 1月17日（水） 1月22日（月）
時間 13時30分～16時30分
会場 館山商工会議所 会議室
講師 千葉県税理士会館山支部 派遣税理士
お問合せ先

館山商工会議所 中小企業相談所
(☎22-8330)

充実した設備と細かいサービス～大型印刷機ラインナップ



ハイデルベルグ4色機 (MOV)



ハイデルベルグ2色両面機 (102ZP)



ハイデルベルグ2色両面機 (MOZP)

○チラシ・パンフレット印刷

○オンデマンド印刷
データ入稿～印刷～製本

○NEWショッピング (集合広告)
毎月第3日曜日発行 (新聞折込)
●ぜひご覧ください!

株式会社 集賛舎

館山本社
館山市山本226 〒294-0014
電話0470-22-2277 FAX0470-23-2278

千葉支社
千葉市中央区生実町2498-8 〒260-0813
電話043-300-8661 FAX043-300-8665

鴨川営業所
鴨川市横渚1067-3 第1 亀屋ビル3階 〒296-0001
電話04-7093-2377 FAX04-7099-1024

東京支社
東京都中央区京橋3-4-2 フォーチュンビル5階
〒104-0031
電話03-3516-3440 FAX03-3516-3449

『会議所だより』に
広告を掲載しませんか！

本誌(『会議所だより』)では、会員企業のビジネスチャンス拡大や、商品・製品・サービスの紹介などにご利用いただけるよう、「広告スペース」を設けました。掲載範囲は、1コマ縦4・5cm×横8・7cmで、掲載料は10,500円/月となっております。

また、本誌は毎月10日発行、部数約1,400部となっております。会員事業所をはじめ、官公庁等の関係団体に配布されています。

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。(☎22-83330)

※会議所行事の都合等で発行日
が変更になる場合があります。

2007年開運カレンダー 先着30名様にプレゼント

当所作成の2007年開運カレンダー「大吉招福ごよみ」を会員の中から先着30名様に差し上げます。

ご希望の方は☎22-83330
までお申し込み下さい。

商工会議所の年末年始事務

年末年始の館山商工会議所事務局一般事務は、平成18年12月29日(金)～平成19年1月3日(水)まで業務を休ませていただきます。

<経営者の退職金、小規模企業共済に加入しませんか> ～個人事業主・会社役員の皆様に支援する共済制度です！～

◆小規模企業共済とは

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、館山商工会議所は委託団体の一つとして本制度の取扱をしております。

◆制度の特色

1. 掛け金は全額所得控除

掛け金は税法上全額が「小規模企業共済等掛け金控除」として課税対象所得から控除できます(1年以内の前納掛け金も同様に控除できます)。

2. 共済金は退職所得扱いまたは公的年金などの雑所得扱い

共済金は税法上、一時払い共済金については退職所得、分割共済金については公的年金などの雑所得として取扱われます。

3. 共済金は一時払い、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用

共済金の受取は、一時払い、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用が選択できます。(ただし、分割払いまたは一時払いと分割払いの併用の場合は一定の要件が必要です。)

4. 貸付制度

加入者(一定の資格者)の方は、納付した掛け金総額の範囲内で事業資金の貸付け(一般貸付け、傷病貸付け、創業転業等貸付け、新事業展開貸付け、福祉対応貸付け)が受けられます。

◆加入資格・掛け金

【加入資格】

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の方

1. 個人事業主 2. 会社役員 3. 一定規模以下の企業・協業組合の役員

※「常時使用する従業員」には、家族や臨時の従業員は含みません。

※加入後に従業員が増えても脱退の必要はありません。

【掛け金】

月額 1,000～70,000円(500円刻み)。